相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市泉区歩坂町三四番、最後の住所宮城県仙台市泉区歩坂町三四番一二号
被相続人　亡　門間　政憲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
宮城県仙台市青葉区二日町一番二三号アーバンネット勾当台ビル一〇階官澤綜合法律事務所　相続財産管理人　橋本　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区長町二丁目八番、最後の住所仙台市太白区長町二丁目八番二二―三号
被相続人　亡　関　光幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
仙台市青葉区大町二丁目五番一〇号御譜代町ビル二〇三号杉山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　須藤　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市内の脇二丁目一八番地、最後の住所岩手県一関市字北十軒街一〇番地二コーポＵＭ一〇二
被相続人　亡　牧野　興哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号グランドメゾン片平四階　相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市片平町字西大町三五番地、最後の住所福島県郡山市大町二丁目二〇番一号朝日プラザ郡山九〇三号
被相続人　亡　阿部しのぶ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
事務所福島県郡山市島一丁目一六番七号　足立龍太法律事務所　相続財産管理人　弁護士　足立　龍太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市中郷町上桜井九八四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐藤　量一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
茨城県日立市幸町一丁目一一番四号ソニアビル三階　相続財産管理人　弁護士　白土　大作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市嶺七二一番地一、最後の住所東京都江東区扇橋三丁目二〇番一三―三〇一号
被相続人　亡　佐野木金平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
群馬県高崎市中居町三丁目三番地七　相続財産管理人　弁護士　嶋田　久夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島六丁目六六三番地、最後の住所埼玉県熊谷市大字新島三四六番地四
被相続人　亡　西野希智雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号　石原・関・猿谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石原　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
本籍東京都港区三田一丁目一八番地、最後の住所東京都世田谷区等々力七丁目二二番一二号トラストガーデン等々力
被相続人　亡　柴田美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
本籍千葉県銚子市末広町三番地四、最後の住所川崎市幸区中幸町二丁目三番地コーポプロムナード一〇二　被相続人　亡　濱口　逸郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇一　高橋慶法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高橋　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市大宮町河辺六九番地、最後の住所京都府舞鶴市字安岡一〇七六番地の二
被相続人　亡　田村安久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
京都府舞鶴市引土二三三番地六　ダイハチビル五階　相続財産管理人　弁護士　吉本　晴樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安芸区矢野西七丁目一〇九三番地、最後の住所広島市安芸区矢野西七丁目七番二一号
被相続人　亡　竹本　一義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
事務所広島市中区東白島町二〇番八号　川端ビル三Ｆ―Ｃ　相続財産管理人　司法書士　原田　明宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県綾歌郡綾川町北五〇一番地、最後の住所香川県綾歌郡綾川町北二〇五番地二
被相続人　亡　有岡　正良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十八日
高松市天神前一〇番五号　高松セントラルスカイビルディング二Ｆ　あい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　磯崎　亮太

第13期決算公告

平成29年7月28日

札幌市中央区北1条西6丁目1番地2
株式会社ＨＡＲＰ
代表取締役　駒崎　征明

貸借対照表の要旨
（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,238,229	流動負債	883,685
固定資産	214,701	固定負債	168,000
有形固定資産	186,369	負債合計	1,051,685
無形固定資産	12,960	株主資本	401,245
投資その他の資産	15,372	資本金	471,000
繰延資産	―	利益剰余金	△69,755
		その他利益剰余金	△69,755
		純資産合計	401,245
資産合計	1,452,930	負債・純資産合計	1,452,930

（注）当期純損失　90,624千円